

令和3年3月12日  
光量子工学研究センター

## 1. 目的

国立研究開発法人理化学研究所（以下、研究所）光量子工学研究センター（以下、RAP）は、光の可能性を極限まで追究し、今まで見えなかったものを見る事を目指し、それを元に、理解し、制御することも目指している。そして、新しい光技術を社会に役立てる事を目標として研究を行なっている。これらの研究開発においては、内部で生成したデータだけでなく、様々な企業・大学・研究所・プロジェクト等の連携先から取得したデータも活用している。

RAP研究データガイドライン（以下「本ガイドライン」）では、研究所が定める「研究データの管理、公開、共有及び利用に関する基本指針（理研データポリシー）」（2020年3月25日付け、以下「基本指針」という）に則り、RAPに所属する研究者等が適切かつ確実に研究データの管理、公開、共有及び利用を行えるよう研究データの取り扱いに必要な指針を示すものである。

## 2. 定義

本ガイドラインに別段の定めがない限り、基本方針に定義された用語は、本ガイドラインにおいても同一の意義を有するものとする。

## 3. 研究データの管理

- ・「研究データ」とは、研究所の研究活動を通じて取得、作成されたあらゆるデータをいう。（基本方針 II. 定義 より）
- ・RAPにおいては、すべての研究データを電磁的な方法により管理する。紙媒体でのデータといった電磁的な方法で管理できないデータは、電磁的な管理ができるよう、適切に変換するよう努める。
- ・「研究データ」には著作物である研究ノート、論文、データベースシステムやソフトウェアなどの計算機上で実行されるプログラム類は原則として含めない。
- ・所属長は、自らが所掌する研究データ管理を代行する者（代行者）を置くことができる。

## 4. メタデータの付与

- ・「メタデータ」とは、研究データの管理又は研究データを詳細に記述するために、研究データに付されるデータをいう。（基本方針 II. 定義 より）

- ・メタデータの作成及び付与は、原則対象となるデータが産出された時点でデータ作成者（データ作成を指示した者を含む、以下同じ）が行う。
- ・メタデータが実験条件や観察された現象等の科学的知見の詳細に及ぶ場合、メタデータ自体が価値の高い研究データとなりうることから、後述する利活用データとして選択されることが望ましい。
- ・研究データの知財的保護の観点から、研究データのうちメタデータのみを公開し、メタデータ以外の研究データを非公開としてもよい。

## 5. 利活用データの選択

「利活用データ」とは、研究データ（メタデータを含む。以下同じ）のうち、論文発表等に伴い公開が義務付けられたデータ、利活用によって科学技術の発展に貢献できると研究所が判断したデータをいう。（基本方針 II. 定義 より）

- ・論文発表等に伴い公開が義務付けられたデータは原則利活用データとして取り扱う。
- ・利活用によって科学技術の発展に貢献できるか否かの判断は、データ作成者及びその所属長が研究の状況、研究知財の管理、論文根拠としての必要性等を含む多様な側面から、研究者としての良心に従って総合的に行う。判断の結果、利活用データとするか否かは所属長が決定する。
- ・利活用データとして選択されるデータ的具体例は以下の通り。
  - ・ラボノートに記載があり保管が必要となっているデータ
  - ・共同研究で共有が予定されているデータ
  - ・研究の次の段階で必要となるデータ
  - ・将来執筆予定の論文掲載、根拠に必要なデータ
- ・データ作成者及びその所属長は、利活用データを選択した後、その利活用データが「公開データ」「所内外限定共有データ」及び「所内限定共有データ」（定義については、基本方針 II. 定義を参照）のいずれに該当するか分類する。「公開データ」「所内外限定共有データ」及び「所内限定共有データ」の分類にあたっては、研究動向、利活用データの価値、共同研究の進展、公開の有効性、関係契約や規約の条件等を総合的に勘案する。
- ・利活用データが「所内外限定共有データ」又は「所内限定共有データ」に該当する場合、データ作成者及びその所属長は、共有者及び共有期間を決定する。
- ・データ作成者及びその所属長は、研究データが利活用データであると判断した場合でも、特別な事情がある場合は一定期間に限り非公開とすることができる。

## 6. リポジトリの利用

- ・利活用データの管理には、原則研究所が整備及び運用するリポジトリを利用する。ただし、データの性質や資金的背景に応じて外部機関が運用するリポジトリを利用することもできる。

- ・データ管理者は、前記5.により選択された利活用データを、「公開データ」「所内  
外限定共有データ」又は「所内限定共有データ」の分類に応じて適切にリポジトリに  
登録する。

- ・リポジトリに登録する利活用データは、RAP内で作成された利活用データ又はRAP  
の指示により外部機関が作成し、外部機関が研究所のリポジトリへの登録及び公開又  
は共有に同意した利活用データとする。

## 7. 利活用データの利用許諾

利活用データがリポジトリに登録され公開又は共有される場合、原則必要な利用条件  
を示すものとする。

## 8. 利活用データの保管期間

リポジトリに登録される利活用データの保管期間は、RAP内のテーマ・プロジェクト  
等の継続、終了の状況に関わらず、登録されてから原則10年間とする。

## 9. リポジトリに登録された利活用データの削除

- ・保管期間終了前に利活用データをリポジトリから削除することが妥当と判断される  
場合、妥当性について説明書を添付し、所属長の許可を得た上で削除する。

- ・保管期間終了後、利活用データは原則削除される。ただし、学術上の重要性等を鑑  
みて保管期間の延長が適切と所属長が判断した場合には、一定期間に限り保管期間を  
延長できる。

## 10 ローカル研究データの管理

所属長は、各研究者が保管及び利用するローカル研究データについて、各研究者が適  
切に取り扱うよう指導し、管理を行う。ローカル研究データをリポジトリ以外の情報  
基盤や媒体で管理する場合には、情報媒体の盗難、紛失、第三者からのアクセスを防  
止する措置、廃棄時のデータ漏洩対策を適切に施す。

## 11. 人を対象とする研究における研究データの取り扱い

人を対象とする研究において、RAP内で生成された研究データもしくは研究所外より  
取得しRAP内で管理される研究データが個人情報等を含む場合、関係法令・ガイドラ  
イン・倫理指針等を遵守するほか、研究所が定める個人情報等の取り扱い規程等に  
従ってRAP内で取り扱い、原則として研究所及び外部機関のリポジトリへの登録は行  
わないこととする。

## 12. RAP外の研究データについて

RAPと連携する理研内外の研究者が作成した研究データをRAP内で取り扱う場合、当  
該研究者が所属するセンター又は機関のポリシー等に従う。

### 13. 組織の終了

RAPおよびRAP所属研究室の終了時、所属長がリポジトリに登録されている利活用データ及びRAP内で管理されているローカル研究データの取り扱いについては研究記録管理規定第6条2項に従い、研究支援部、研究推進室等と共に検討する。

### 14. その他

安全保障などを含む管理上の疑義を含め、研究データの取り扱いに関し疑義が生じた場合、RAP内の研究者はデータ管理者及び所属長に確認し、必要に応じて研究所の担当部署に相談し管理方法を検討する。

以上